

## 1-2. NTT再編成及びそれ以降の事業再編

### (1) 新たな事業運営体制 (NTT 持株会社の成立、長距離通信会社の設立、地域通信会社の設立)

前節で述べたとおり、1995年度を迎え、NTTの在り方を検討する議論が本格化した。

まず、1995年4月に郵政大臣がNTTの在り方について電気通信審議会へ諮問した(図表4-1-6)。同年7月の行政改革委員会規制緩和小委員会「規制緩和に関する論点」では、NTTの在り方について「市場の活性化促進、産業の国際競争力の観点、巨大・独占性の弊害除去の観点からも見直しが必要である」との見解が示され、その際、接続問題、地域網の独占性、国際競争力、経営の効率化と適正規模、料金・ユニバーサルサービス、将来のネットワーク構想、研究開発力については、現行経営形態の維持・見直し双方の論が併記された。

その後、1995年9月及び10月にはNTTが意見を表明し、「市内網も含めたネットワークのオープン化により競争は促進できるため、経営形態の見直しはデメリットが大きい」という主張を展開した。具体的には、「経営形態の見直しによって利用者向け料金格差が拡大すること、国際競争力や研究開発力が損なわれること、株主権利の保護やユニバーサルサービスの確保にも問題が生じる」といった懸念を挙げ、否定的見解を示している。

一方、1995年11月に公表された公正取引委員会情報通信分野競争政策委員会の報告書では、「地域通信分野での競争促進という観点が必要であり、そのための具体的措置を講じないまま分離・分割を先行させるべきではない」としながらも、NTTの在り方を検討する必要性を示唆している。さらに、同年12月に発表された行政改革委員会規制緩和小委員会最終報告では、「独占企業体であるNTTを真の競争原理が働く形態にすることが望ましい。分割の方法等については、電気通信審議会でも幅広く透明性をもって今後検討が行われる必要がある」と提言された。

これに続き、1996年1月には経済団体連合会情報通信委員会が提言をまとめ、「NTTの経営形態については、構造的措置が有効だとする意見と、不要だとする意見の双方があるものの、いずれにせよ規制緩和を中心とする通信行政の抜本的見直しを速やかにかつ確実に実行すべき」としている。

そして1996年2月、電気通信審議会は答申を行い、競争促進の必要性を強調しつつ「接続問題などにおいて現行制度の限界が見えている。真の競争を実現するには、再編成など構造的措置と非構造的措置を併せて実施すべき」との全体的な見解を示した。そのうえで、「NTTの現行の形態が適切かどうか」という観点からは「再編成が必要」と結論付け、「平成10年度を目途に、現行NTTを長距離通信会

図表4-1-7

電気通信審議会答申  
「日本電信電話株式会社の在り方について—情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて—」

(前略)

3-1 NTTの経営形態の在り方

NTTの経営形態については、次のような措置を講じることが必要である。

〔NTTの再編成〕

(ア) 現行NTTを長距離通信会社と2社の地域通信会社に再編成する。

〔長距離通信会社〕

(イ) 長距離通信会社は、早期に完全民営化を図る。

(ウ) 長距離通信会社には、国際通信、CATV、コンテンツなどの新規事業への参入を可能とするとともに、地域通信分野への参入も認める。

さらに、長距離通信会社は、現在のNTTデータ通信(株)、NTT移動通信網(株)、NTTパーソナル通信網各社の株式を継承する。

〔地域通信会社〕

(エ) 地域通信会社は、既存営業エリア内における電話のあまなくサービスを確保するため、特殊会社とするが、地域通信市場における競争の進展状況に応じて、最終的には完全民営化を目指す。

(オ) 地域通信会社には地域間の相互参入を認め、既存営業エリア外での電話、CATV、コンテンツその他の業務への参入を可能とする。

(カ) 地域通信会社の既存営業エリア内の事業拡大については、独占力が行使されるおそれがあるため、当面、長距離通信(エリア内、エリア発信)、国際通信、CATV、コンテンツ等への参入は制限される。

〔株主、債権者の権利確保〕

(キ) 以上の措置は、株主、債権者の権利確保に十分配慮しつつ行う。

〔再編成の実施時期〕

(ク) 再編成の時期は、平成10年度中を目途とする。

(後略)

出所：総務省(旧郵政省)電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について—情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて—答申」より抜粋

社と2社の地域通信会社に再編成する」と提言している(図表4-1-7)。また、株主の権利確保については、金銭交付より現物交付が適切とし、「NTT株式1株につき再編された各社1株ずつ、合計3株を保有する」案を示した。一方で答申末尾には「少数意見」が付記され、一部の委員からは「研究リソースの分割による日本の国際競争力の源泉である研究開発力の弱体化や、東京圏以外の地域会社の赤字化が懸念される」「商法に規定がない特別法や上場審査基準特例で株主権利を保護するとしているが、具体的な検討が不十分で株主保護が十分でない」などの反対意見が示された。この答申に対し、NTTは同年2月に反論をとりまとめ、「市場が大きく変革している現状で、分離分割といった構造的措置を採るべきではない」と強く主張した。